

令和6年度分

重度心身障がい者の方へ 特別医療費受給資格証を更新します

8月1日からお使いいただく、新しい受給資格証を7月末までに郵送します。

■ 郵送する方

課税状況、障がい者手帳の交付状況等が確認できた方(昨年度受給されている方で今年度対象となる方)。

■ 郵送できない方

課税状況等が不明で確認できない方

※身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳に特別医療該当と記載のある方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象になります(所得制限あり)。

※前年度までは所得制限等のため該当にならなかった方も所得の状況などにより対象となる場合もありますのでご相談ください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

町立保育所の完全給食が はじまりました



町立保育所では、令和6年6月から「完全給食の実施」を開始しました。これまで各家庭から持参いただいていた3歳以上児の米飯(白ご飯)について、今後は全ての保育所で自園調理し提供します。

また、町立保育所で行う主食提供に伴う保護者の費用負担(主食費)については、町独自の全額減免制度(八頭町在住の方を対象)を設けました。

完全給食の実施と費用負担の軽減により、保護者の負担軽減や衛生面の対策強化とともに、食育の推進を図ります。



問い合わせ 町民課 ☎76-0205

国民年金保険料免除の申請は 7月から受け付けが始まります！

所得が少ない、失業したなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除(全額・一部)となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

保険料免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に対象となります。一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。

納付猶予制度



50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に対象となります。

いずれの制度も失業などを理由とした特例があります。



■ 保険料が未納のままだと…

将来の「老齢基礎年金」や障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分)まで遡って免除申請することができますので、申請漏れのある方は早めにご相談ください。

申請手続きは毎年必要ですが、全額免除、納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している人に限り、年度替わりに伴う申請は不要です。

※前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

※失業等を理由とした特例による承認であった場合、翌年度も申請が必要です。

■ 免除・猶予期間の保険料は追納をおすすめします

保険料免除・納付猶予などの承認を受けた期間は年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であればあとから納めることができます。(追納制度)

申請先・問い合わせ

町民課 ☎76-0205
鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311

令和6年度から令和8年度の介護保険料について

介護保険料段階について

国において、標準段階等（所得段階・係数）の見直しが行われ、多段階化、高所得者への負担強化、低所得者への負担軽減を通じて、65歳以上の第1号被保険者間における所得再分配機能を強化されたことに伴い、本町も保険料段階が第9段階から第13段階に変更となりました。その結果、次のとおり保険料が変更となりました。

段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者・住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者の方及び課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	20,862円
第2段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	35,502円
第3段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	50,142円
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	65,880円
第5段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の方	73,200円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	87,840円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	95,160円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	109,800円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	124,440円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	139,080円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	153,720円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	168,360円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	175,680円

合計所得金額の取扱いについて

平成30年度税制改正前を基準として基準所得金額を定めていたものが、令和6年度からは税制改正後を基準として設定したものに改められたため、次のとおりとなります。

【第1段階～第5段階】

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。（給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合に適用される所得金額調整控除がある場合、給与所得に所得金額調整控除額を加えた額より10万円を控除します）

【第6段階～第13段階】

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※土地売却等に係る特別控除がある場合は、税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を差し引いて算定します。